第十規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置

各締約国は、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行う自国の輸出者又は生産者に対し、自国の法令に従って、適切な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

第十一規則　運用上の規則

合同委員会は、第百二十八条の規定に従ってこの協定が効力を生ずる日に、運用上の規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係する当局は、同規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。

附属書三の付録　原産地証明書の必要的記載事項

1　証明番号
2　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
3　輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名
4　輸送手段の詳細（船積日、荷揚港及び船舶の名称又は航空機の便名を含む。）（判明している場合）
5　記号、番号、包装の個数及び種類、統一システムの番号並びに品名
6　特恵の基準（例えば、WO、CTC、LVC、特定の製造又は加工作業が行われること、累積、僅少の非原産材料及び同一の又は交換可能な材料に関する情報）
7　重量又は他の数量（単位）
8　仕入書の番号及び日付
9　輸出者の申告（産品の原産国、輸出者又は権限を与えられたその代理人の氏名又は名称、それらの者の代表者の署名及び氏名又は名称並びに申請地及び申請日を含む。）
10　証明（原産地証明書の発給者の署名及び氏名又は名称、権限のある政府当局又はその指定団体の印章並びに原産地証明書の発給地及び発給日を含む。）
11　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四　金融サービス

第一節　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において、「金融サービスの提供」というときは、第五十八条(u)に規定するサービスの提供をいう。

2　(a)　この附属書の規定の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A)　保険及び保険関連のサービス

(AA)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(BB)　再保険及び再々保険

(CC)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(DD)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(B)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(AA)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(BB)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(CC)　ファイナンス・リース

(DD)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(EE)　保証

(FF)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(GG)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(HH)　資金媒介業

(II)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(JJ)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(KK)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(LL)　(AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(A)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B)　締約国の中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(b)　第五十八条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i)　中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動